

相手国政府・ 相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注1) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ニウエ	ニウエ政府に対する贈与に関する日本国政府とニウエ政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	100,000千円 ----- (注2)	2018.6.21 クエリントン（ニュージーランド） で (同日)	日本側 高田稔久在ニウエ大使（ニュージーランドにて兼轄） ニウエ側 フイサ・イギリニシ・ビヒギア ニウエ高等弁務官	2018.7.3 229号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。